

## 役員及び評議員の報酬等に関する規定

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人悠々会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人の主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として、受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用は明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは職務遂行に伴い、発生する通勤のための交通費、出張に要する旅費、(交通費及び宿泊費)等経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤理事の役職に応じた一人当たりの上限額及び報酬額は別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等の役職に応じた一人当たりの上限額及び報酬額は別表2に定める額とする。
- (3) この法人の全理事の報酬総額は年間120万以内とする。
- (4) この法人の全監事の報酬総額は年間25万以内とする。
- (5) この法人の全評議員の報酬総額は、定款の定める金額の範囲内とする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬等は現金により本人に（死亡により退任した者の退職手当にあってはその遺族に）支給する。
- (2) 非常勤役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

### (費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- (1) 役員等が職務に遂行に当たって旅費以外あの費用を要する場合は、当該費用を支給する。ただし前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

(補足)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、令和2年10月1日より施行する。

別表1 常勤理事

職名	業務	報酬額	役職に応じた一人あたりの上限額
理事長	理事会等会議への出席	月額 5,000円	年額100,000円
	その他の法人及び施設業務のための出勤		
業務執行理事	理事会等会議への出席	日額 3,000円	年額50,000円
	その他の法人及び施設業務のための出勤		
理事	理事会等会議への出席	日額 2,000円	年額30,000円
	その他の法人及び施設業務のための出勤		

別表2 非常勤役員等

職名	業務	報酬額	役職に応じた一人あたりの上限額
理事長	理事会等会議への出席	日額 3,000円	年額50,000円
	その他の法人及び施設業務のための出勤		
業務執行理事	理事会等会議への出席	日額 2,000円	年額30,000円
	その他の法人及び施設業務のための出勤		
理事	理事会等会議への出席	日額 2,000円	年額20,000円
	その他の法人及び施設業務のための出勤		
監事 社会福祉事業について 識見を有するもの	監事監査業務	日額 10,000円	年額100,000円
	理事会等会議への出席 その他の法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円	
監事 財務管理について 識見を有するもの	監事監査業務	日額 10,000円	年額100,000円
	理事会等会議への出席 その他の法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円	
評議員	評議員会等会議への出席	日額 5,000円	年額30,000円
	その他の法人及び施設業務のための出勤		

